

Title	松村高夫著 『イギリスの鉄道争議と裁判：タフ・ヴェイル判決の労働史』
Sub Title	
Author	久木, 尚志(Hisaki, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2006
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.99, No.1 (2006. 4) ,p.155- 158
JaLC DOI	10.14991/001.20060401-0155
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20060401-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



松村高夫著

『イギリスの鉄道争議と裁判
——タフ・ヴェイル判決の労働史——』

ミネルヴァ書房, 2005 年, 239+42 頁

1

1970 年代以降の日本におけるイギリス労働史研究を牽引されてきた松村高夫氏が本書で取り上げられているのは、重要な労働裁判として知られるタフ・ヴェイル判決である。きっかけとなった鉄道ストライキの規模は大きくないが、その後の展開はイギリスの労働運動に多大な影響を及ぼした。本書は、豊富な史料に基づき組合内部の動きを詳細に跡付けることで、20 世紀初頭のイギリス労働運動の一断面を明らかにするものとなっている。

本書の構成は次の通りである。

- 序章 イギリス労働史におけるタフ・ヴェイル判決
- 第一章 タフ・ヴェイル鉄道のストライキ
- 第二章 ストライキ終結以降の運動
- 第三章 裁判の展開過程
- 第四章 タフ・ヴェイル判決に対する反対運動
- 終章 ASRS にみるソーシャリズムとリベリズムの相克

1901 年 7 月に上院が下した判決は、南ウェールズのタフ・ヴェイル鉄道会社（以下、TVRC）で前年 8 月に生じた合同鉄道従業員組合（以下、ASRS）によるストに関して、会社側が求めた組合への損害賠償請求を全面的に認めるものであった。本書はこの事件に即して、ASRS のオルグ書記 J・ホームズたちソーシャリストと総書記 R・

ベルに代表されるリブラ派の組合内での関係を検討している。著者によれば、従来の研究の主な論点は、判決にいたる労働史上の背景と判決が労働者階級に与えた影響であった。これに対し本書は、ストの経過、スト後の運動、裁判過程と判決への反応を「ミクロ・ヒストリーの手法」によって可能なかぎり実証的に解明し、このストと裁判が提起した問題を「リベリズムとソーシャリズムとの対立・競合」という観点から明らかにしようとするものである（12 頁）。その結果、国家介入の動向、政党や労働運動全般との関係などよりも、ASRS 内部の動きに焦点が絞られ、これまでの研究とは異なるタフ・ヴェイル事件像が描き出されることになった。なお、本書をめぐるのは、現在の労働史・労使関係史研究の動向から見た批評もありうるかもしれない。しかし本書評では、あくまでも内在的な論点に絞って検討を加えたい。

2

事件の発端は、TVRC の労働条件に不満を抱いた信号手の運動であった。1900 年 6 月 30 日、ホームズが運動を進める旨の回状などを発送した。事前に知らされていなかったベルは彼に事実関係を確認するが、名前を貸しただけだと返事を受けると、本部の関与を拒否した。最初から運動をめぐる何らかの軋轢が存在したことがわかるが、独立労働党に属したホームズの活発な政治的運動に言及しなければ、その背景は理解しにくい。ただし、これについては P・バグウェルの古典的な著作などでも触れられており、本書が組合内の問題に考察を限定したのは、論旨を明確にする点では有効だったと思われる。

TVRC の運動の実質的な指導者はホームズではなく、彼自身は関与を極力回避する姿勢を示した。この間に信号手の配置転換問題が発生すると、ベルも支部の運動に一定の理解を示し、予定通り 8 月 6 日にスト通告が出された。しかしその後、ベルは支部の動きに批判を強め、逆にホームズは

公式の支援に楽観的な姿勢を示した。ここでの両者の反応は、組合中央での力関係が影響していたと思われる。本部執行委員会で初めて TVRC 問題が討議されたのは、スト開始直前の 8 月 19 日であった。争点は組合による財政支援の是非であったが、原案は支援せずとされたにもかかわらず、僅差で修正案が採択され、財政支援が決まった。著者はこれを「ソーシャリズムとリベラリズムが複雑に対立・競合してゆく分岐点」とする (34 頁)。この評価の問題は、両者の関係がこの時点でどのような意味で「分岐」したのかが十分に明らかにされていない点にある。つまり、ここで両者の対立が初めて顕在化したのか、あるいはすでに対立関係にあったものが複雑化したのかが判然としない。むしろ両者の対立が「ソーシャリズム」と「リベラリズム」という運動理念に還元するだけでは説明できない事態を迎えたと解釈すべきではないのだろうか。

ストは 12 日間続いたが、「ビーズリー書簡」をめぐる不透明な動きに見られるように決着は曖昧なものとなり、ASRS に財政的負担をかけただけでなく、スト破りの処遇、調停委員会の設置、TVRC による訴訟という三つの問題を残した。ASRS がスト破りの排除と調停委員会の設置を強く求めたのに対して、TVRC は一切拒否した。ここから、運動は他の鉄道会社や炭鉱の労働者を含む南ウェールズ全般での共闘の方向に進み始めたが、ベルや ASRS 本部はストを伴う運動には消極的であり、結果的に実現にはいたらなかった。

ここで「ビーズリー書簡」に関する問題をまとめておきたい。これは、TVRC 総支配人 A・ビーズリーがカーディフの大資本家で労使の仲介役も務めた W・T・ルイスに宛てた 1900 年 8 月 30 日付書簡である。この書簡には、スト破りに関する「絶対的自由裁量権」の保持と調停委員会設置の拒否という会社側の主張が明記されていた。「にもかかわらず、組合はこの書簡を検討し、前述したようにこの提案に対するストライキ委員会の投票結果は八対八となり、議長が賛成票を投じて決着

した」(69 頁)とされる。「前述」とあるのは、賛否同数になって議長が決済した 8 月 29 日の三度目のスト委員会を指す (66 頁)。このとき、ベルとホームズを含む代表団がルイスと、続いてベルが TVRC 副会長と会見してこぎつけた終結合意に関して、「明日、労働者が検討する」か、あるいは「委員会としてわれわれは提案されている条件を受諾する」かが問われ、後者が採択された。しかしここで検討された書簡は「ビーズリー書簡」ではないはずである。なぜなら、それは 8 月 30 日に書かれたとされているからである (67 頁)。とはいえ、これが「ビーズリー書簡」でないとすれば、以下で触れる一種の情報操作がストの終結に果たした役割の意味自体が失われてしまうことになる。事実関係が複雑なのでやむをえないが、このあたりの記述はややわかりにくい。

ストの終結条件は 8 月 31 日の労働者集会でベルによって読み上げられ、承認された。その後の焦点は「ビーズリー書簡」の扱いに当てられ、不透明な決着に関する謎解きは、1901 年 4 月に TVRC を解雇され、その後「労働者を売った」とベル非難を強めていた組合活動家の尋問 (1901 年 6 月 16 日) を通じて行われた。著者は尋問内容に即して、以下のような推論を組み立てる。ビーズリーが自由裁量条項に固執したため、ベルはストを終結させようとルイスと共謀してそれを含まないものをタイプさせ、スト委員会で読み上げた。ホームズは自由裁量条項の削除が不可能であることを理解していたため、実際にそれが入っていない終結条件が読み上げられると、ひどく動揺した。スト委員会委員長はこれを聞くと、現物の回覧は求めず、受諾を決めた (121 頁)。ベルはもちろんこのような推測につながる事実を認めなかった。執行委員会は彼の弁明を受け入れ、真相は闇に葬られたとされる (124 頁)。

この一連の出来事はどのように解釈されるのであろうか。そもそも「ビーズリー書簡」自体はある時点での経営側の姿勢を伝えたものに過ぎず、それがストを終結に導くための道具として用いら

れたことに意味があった。しかしながら、終結プロセスへの関与の度合いには差があるとはいえ、ベルとホームズはこの点で共犯関係にあったことになる。これは確かにストの決着の不透明さを示すものではあるが、ASRS 内部のソーシャリストとリブラ派の対立・競合という本書の主題に照らして考えた場合、矛盾をきたすようにも思われる。つまり、ベルによる一種の詐術はあくまでも本部の立場でストを終結させる目的があり、その限りで一定の理解が可能であるが、ホームズが暗黙のうちにこれに同調した事実は、彼の立場とされるソーシャリズムの観点からは説明がつきにくいからである。

TVRC が提訴した裁判では、一・二審で対照的な判決が出た後、1901 年 7 月 22 日に上院の判決が出た。組合は法人ではないと認定しつつ、役員の行動で生じた損害に対しては法人能力があるものとして起訴できるとする内容であった。TVRC はこの判決に基づき、ASRS への損害賠償請求訴訟を開始した。ベルはホームズ裁判を分離する画策を進めたが、1902 年 3 月 13 日の執行委員会で分離方針が否決された。著者はこれをソーシャリストがリブラ派のベルを孤立させたものだったとする（152 頁）。しかしその結果、この方針に反対する支部が組合本部を訴えるという予想外の事態が生じた。訴えたのはリヴァプール第一支部であり、一部の南ウェールズ支部も賛同した。同年 6 月 17 日の判決はリヴァプール支部の訴えを全面的に認めたため、ベルは控訴しないよう働きかけたが、執行委員会は控訴を決定し、原告の支部がこの決定を批判するなど、対立はますます泥沼化していった。

控訴院判決が出る前の 1902 年 10 月に ASRS 年次大会が開催された。このときのベルとホームズの暗闘も本書のハイライトのひとつである。ベルは周到な準備をして報告書を提出した。支部に本部訴訟を取り下げさせ、ホームズ裁判を分離することが目的であった。ホームズも対抗して自分の演説を印刷して配布しようとしたが、たまたまそ

の事実を知ったベルが印刷所に出向き、注文をキャンセルした。残ったのは 1 枚のゲラ刷だけだったとされる。この貴重な史料の中で、ホームズはあくまでも分離裁判に反対しつつ、自分は TVRC での運動の中心にはおらず、仲裁による解決を模索してきたと主張した。しかしこの弁明は陽の目を見ず、総会はホームズ弁護を組合としては行わないことを決め、まもなく控訴も取り下げた。これに対し南ウェールズの地方組合が、地元の自由党下院議員 D・A・トマスらとともに、ホームズ弁護基金設立に動いた。ベルはこれを押しつぶそうと策動し、組合としての関与を拒否した。募金額は目標に遠く及ばず、この試みは失敗に終わった。なお、著者は終章でソーシャリストたちが弁護基金を創設したとまとめている（232 頁）が、ここに結実したのは主として地域に根差した連帯意識であったようにも見える。

続いて、上院の判決に対する反対運動の分析がなされる。ASRS では、判決を支持するベルとそれに反発する一般組合員の間に鋭い対立が見られた。他方、労働運動の大勢は判決に反対であった。つまり、政治闘争至上主義を主張した社会主義団体を含め、労働運動の反応がいくつか割れたのは事実であるが、ベルに同調した勢力はほとんどなかったといってよい。実際に 1901 年 TUC スウォンジー大会（202 頁に 1902 年とあるのは、1901 年の誤植ではないか）では、賠償請求を見越して様々な対策をとるべきことが提案され、いずれも可決された。この動きはアスキスなどの自由党議員にも後押しされた。ベルも「労働組合の行為に関するほとんどすべての点」で敵対的に賠償請求された事実に対し、「闘い抜く決意をしている」と書いている（206 頁）。これを見る限り、ソーシャリストとリブラ派、自由党急進派との相違点は、かなり不鮮明になっている。ベルや自由党の姿勢に変化があったのであれば、それを促した要因に対する言及が必要であるように思われる。

判決廃止運動は 1902 年 5 月から本格化した。

1903年5月には王立委員会設置が可決されたが、TUCはボイコットを決め、最終的に報告内容は自由党政府によって無視される。組合側では完全免責を求める声が強まっていた。1904年4月には、ベルさえもスト時の平和的説得の合法性を力説し、組合有責論の主張を翻した(219頁)。ここにおいて、本書の基本的な対立軸は解消してしまったように思われる。こうした主張を含んで成立した1906年労働争議法について、著者は「当時の労働運動史の脈絡のなかでとらえらるれば、1906年前後に古典的労働組合法への回帰以外の方策がありえたか」といって、それは極めて疑問である」と評している(227頁)。「当時の労働運動史の脈絡」とは、ベルにさえ持論を覆させるにいたった労働運動の流れということになるのだろうか。そうであるとするならば、リベラリズムとソーシャリズムの対立・競合関係は、タフ・ヴェイル裁判をめぐる労働運動の枠組みにあっては、ひとまず後者の勝利で幕を閉じたと見るべきなのか。しかしこのような理解では、ソーシャリズムとリベラリズムの双方を対象として統合する「第三の方法」(235頁)と呼べるかどうか疑問であり、評者にはリベラリズムはソーシャリズムによって克服されるべき客体としての位置づけしか与えられていないようにも思える。さらに、リベラリズムとソーシャリズムをそれぞれひとつにまとめてしまうと、事態を単純化しすぎることになる。前者はニュー・リベラリズムの存在を無視するものとなるし、後者は労働運動の現場とS・ウェブのような知識人との関係を見誤ることになるからである。

3

方法論の是非には議論の余地があるが、本書によって20世紀初頭の重要な労働裁判の詳細が明らかになったことは確かである。豊富な史料を用いて臨場感あふれるやり取りを再現した叙述は、これまで知られていなかった裁判をめぐる動きを

鮮明に描き出している。その意味で、本書は当該期のイギリス労働史研究の必読文献となるであろう。

敢えて不満に感じた点をあげると、組合内の動きが分析の中心に据えられているものの、ASRSの組織としての特質が十分に伝わってこないことがある。たとえば「組合支部が組合本部を告訴するという労働組合運動史上前代未聞の事態」(152頁)についても、他の組合と異なる特有の組織構造が作用したのではないかと思われる。TVRCの地元の南ウェールズで一部の支部がこの訴訟に賛成している事実(156頁)は、どう解釈できるのであろうか。

周知の通り、イギリスの鉄道は複数路線が競合し、熾烈な価格競争が経営に深刻な影響を与えていた。TVRCもその例に漏れず、リムニー鉄道会社などとの激しい競争に見舞われた。加えて、パターナリスティックな経営方針もあって、全職階を包含する運動は、全国ではもちろん、個々の会社レベルでも進行は遅かった。こうした問題は、タフ・ヴェイルの運動の各段階でいかなる意味を有したのか。著者は鉄道業の経営と組合組織について最初に簡潔な説明を行なっているが、その後の分析からはそれが後景に退いてしまっているように思われる。豊富な組合史料に依拠することで、労働者が自明の前提とし、それゆえ史料には直接現われない部分が却って見えにくくなってしまった印象を受けるのである。

もちろん、これらは本書の主題からかけ離れたものであるし、労働裁判研究としての本書の価値をいささかも下げるものではない。しかし日本におけるイギリス労働史研究のパイオニアであり続けた松村氏にそれを期待しても、決して高望みであろうとは思えない。やがて世に問われるであろうオズボーン判決をめぐる鉄道労働史研究にあっては、評者のささやかな願いがかなえられることを期待して、筆をおきたい。

久木 尚志

(北九州市立大学外国語学部教授)